

答 申 第 3 6 号

平成18年8月25日

大阪府知事  
太 田 房 江 様

大阪府環境審議  
会長 南



第9次鳥獣保護事業計画の改定について（答申）

平成18年8月25日付け動畜第2051号で諮問のあった標記については、別紙（案）の内容で妥当であると答申します。

# 「第9次鳥獣保護事業計画（平成14～18年度）の改定」について

## (1) 鳥獣保護事業計画

都道府県の実施する鳥獣保護事業についての基本的な考え方や施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣が定める基本指針に基づいて、都道府県知事が銃猟禁止区域の指定計画等を定める5カ年の計画。

## (2) 銃猟禁止区域

銃器を用いて行われる狩猟の危険性から人や財産を守るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、審議会や合議制の機関の意見を聴いた上で、計画的に都道府県知事は銃器を用いて行う狩猟を禁止する地域を設定することができる。

（ただし、わなや網による狩猟は可能。）

大阪府では、地元や猟友会等関係団体の同意を得て、市町村から申請される地域について10年を期間として指定。

（大阪府銃猟禁止区域等設定要領）

## (3) 指定計画の追加

**2地区 計約670ha（泉佐野市、河南町）**

## (4) 年度別指定実績

第9次計画終了時の銃猟禁止区域	77箇所	114,640ha
平成14年度	6箇所	1,392ha
平成15年度	3箇所	777ha
平成16年度	4箇所	2,389ha
平成17年度	9箇所	16,058ha
平成18年度	6箇所	5,098ha
平成18年度追加	2箇所	670ha

## 諮問内容

### 銃猟禁止区域の改定（追加）（案）

#### ①【泉佐野中銃猟禁止区域】

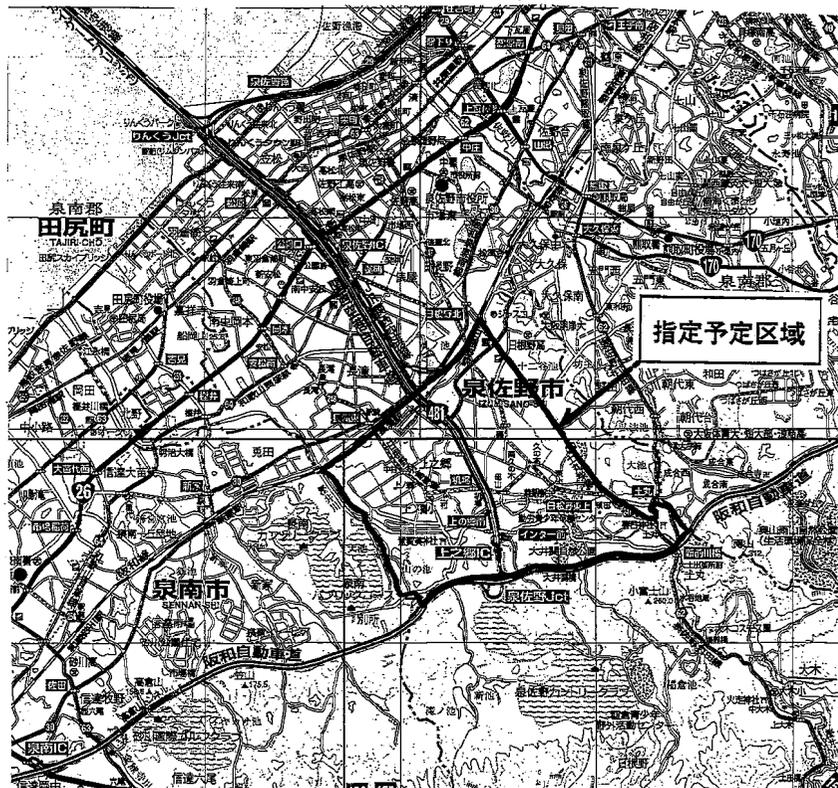
指定年度 平成18年度  
所在地 泉佐野市日根野ほか  
名称 泉佐野中銃猟禁止区域  
指定面積 約660ha  
指定期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで  
指定区分 新規指定  
理由 樫井川周辺における森林ボランティアと狩猟者とのトラブルの発生や狩猟の散弾銃の弾が工場の屋根に落下するという事故の発生により、狩猟期間開始（平成18年11月15日）までに、同区域を銃猟禁止区域に指定するもの。

#### ②【石川銃猟禁止区域】

指定年度 平成18年度  
所在地 河南町一須賀ほか  
名称 石川銃猟禁止区域  
指定面積 約10ha  
指定期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで  
指定区分 再指定  
理由 当地区では、第7次鳥獣保護事業計画（平成4～9年度）において平成18年10月31日までの指定期間であるが、近年、宅地開発の進行による安全性への意識の高まりから、引き続き再指定するもの。

# 第9次鳥獣保護事業計画改定（銃猟禁止区域追加）位置図

泉佐野中銃猟禁止区域  
(泉佐野市)



石川銃猟禁止区域  
(河南町)

